**平成２１年（フ）第１５４６５号**
東京都練馬区東大泉１丁目３－２－403
債務者　會田　弥生
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４６６号**
埼玉県戸田市上戸田３丁目26―21―402
債務者　久保田孝一
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４６８号**
東京都練馬区春日町４丁目36―５―101
債務者　森泉　貴晴
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４６９号**
東京都足立区鹿浜８丁目11―５―403
債務者　室井　紀子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４７９号**
東京都中野区沼袋４丁目29―12―102
債務者　野崎　康広
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４８０号**
東京都中野区沼袋４丁目29―12―102
債務者　野崎　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４８５号**
東京都大田区下丸子３丁目13―３―402
債務者　深田　正之
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４８６号**
東京都大田区下丸子３丁目13―３―402
債務者　深田しのぶ
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４８８号**
東京都品川区勝島１丁目９－１
債務者　渡邊　真一
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４８９号**
東京都足立区弘道１丁目２―12
債務者　上田　智志
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４９０号**
東京都小金井市中町２丁目17―18―402
債務者　吉田　昭則
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４９２号**
千葉県市川市塩焼３丁目21―22―101
債務者　加々谷義博
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４９３号**
東京都東村山市栄町１丁目27―47
債務者　佐々木正美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１５４９９号**
千葉県柏市篠籠田1168―12
債務者　池浦　廣子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２０３０号**
神奈川県海老名市中新田３丁目15番41―101号
債務者　佐藤　稚津
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２０９５号**
横浜市青葉区鴨志田町418番地12　テラス栗山Ａ号室
債務者　田坂　大輔
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部